平成３０年（フ）第２３１９号
大阪市東成区大今里南３丁目13番25号
債務者　兼松　優子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３２０号
大阪市中央区松屋町７番１－1005号
債務者　柿谷　綾子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３２１号
大阪市淀川区新高５丁目６番26－207号
債務者　蔵原真理子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６９５号
福岡市東区和白３丁目５番１－206号
債務者　大田　裕子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７４５号
福岡市西区下山門１丁目10番26－201号
債務者　吉川　恵未
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９２号
盛岡市八幡町13番30号、旧住所埼玉県入間市東町５丁目５番16号
債務者　高橋　京子（旧姓原澤）
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１６号
山形県鶴岡市白山字興野75番地９、前住所山形県鶴岡市戸沢乙132番地５
債務者　伊藤　美紀
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第６１号
群馬県太田市藪塚町2087番地11　グリシーナ・セレッソＢ－202号
債務者　細井　久美（旧姓六本木）
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１２５号
群馬県高崎市問屋町西２丁目４番地35　高木ハイツ２　202号
債務者　関谷　天平
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１２６号
群馬県高崎市問屋町西２丁目４番地35　高木ハイツ２　202号
債務者　関谷　祐那
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第３２３号
千葉市若葉区みつわ台３丁目１番２棟101号
債務者　伊藤　伯子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４１６号
千葉県浦安市当代島２丁目14番44号　ハーモニーＴａｋａｎａｓｈｉ（102）
債務者　宇田川桂子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４４６号
千葉市花見川区三角町195－16、住民票上の住所千葉県八街市富山1314番地3647
債務者　山形　博紀
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４９１号
千葉市美浜区幕張西２丁目２番６棟301号
債務者　仲宗根幸子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４９８号
千葉県浦安市富士見３丁目９番２－403号
浦安堀江県営住宅２号棟
債務者　我妻　一正
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４９９号
千葉県浦安市富士見３丁目９番２－403号
浦安堀江県営住宅２号棟
債務者　金平　美幸
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係